

宮城県防災会議幹事会議 会議録

平成26年2月28日作成

- 1 会議名 宮城県防災会議幹事会議
- 2 開催日時 平成26年1月20日(月) 午後2時から午後3時
- 3 開催場所 パレス宮城野
- 4 出席者 別紙「出席者名簿」のとおり《傍聴者6名》
- 5 概要 以下のとおり
 - (1) 開 会 (危機対策課：千葉副参事兼課長補佐 (総括担当))
 - (2) あいさつ (会長代理：上仮屋総務部長)
 - (3) 議 題 (議長：上仮屋総務部長)
 - ① 宮城県地域防災計画〔地震災害対策編・津波災害対策編・風水害等災害対策編〕の修正(案)について
資料1に基づき説明(説明者：山内危機対策課長)
意見なし・了承
 - ② 宮城県地域防災計画〔原子力災害対策編〕の修正(案)について
資料2に基づき説明(説明者：阿部原子力安全対策課長)
※質疑：別紙の通り・了承
 - ③ 宮城県地域防災計画〔資料編〕の修正について
資料3-1・資料3-2に基づき説明(説明者：山内危機対策課長, 阿部原子力安全対策課長)
意見なし・了承
 - (4) その他
 - ① 東日本大震災の検証記録事業について
資料4に基づき説明(説明者：山内危機対策課長)
 - ② 宮城県津波対策ガイドラインの見直しについて
資料5に基づき説明(説明者：山内危機対策課長)
 - ③ 災害等の発生状況について
資料6に基づき説明(説明者：山内危機対策課長)
 - ④ 宮城県広域防災拠点基本構想・計画について
資料7-1・資料7-2に基づき説明(説明者：千葉震災復興政策課長)
 - (5) 閉 会 (危機対策課：千葉章 副参事兼課長補佐 (総括担当))

1 開会

(司会：千葉危機対策課副参事兼課長補佐)

本日はお忙しい中、ご出席をいただきありがとうございます。

ただいまから「宮城県防災会議幹事会議」を開催させていただきます。

なお、本幹事会議につきましては、情報公開条例第9条に基づき、公開することとなっており、本日は6名の方が傍聴しております。

それでは、はじめに宮城県防災会議会長であります村井知事の代理といたしまして、上仮屋宮城県総務部長よりごあいさつを申し上げます。

2 あいさつ (会長代理：上仮屋総務部長)

高いところから恐縮でございます。宮城県総務部長の上仮屋でございます。僭越ながら、村井知事に代わりまして、一言ごあいさつを申し上げさせていただきますと存じます。

本日は、宮城県防災会議の幹事の皆様方におかれましては、大変ご多用の中を足をお運びいただきまして誠にありがとうございます。

また、日々、本県の防災対策の推進に当たりまして、それぞれのお立場から格別のご尽力をいただいておりますことに、改めて心から御礼申し上げます。

さて、本県に大きな被害をもたらしました23年3月の東日本大震災から、2年10か月が経過いたしました。この間、県といたしましては、「宮城県震災復興計画」に基づき、一日も早い復興の実現に向け、また、創造的な復興に向けて、全力を挙げて取り組んできた次第でございます。

しかしながら、まだまだ被災地においては、未だに約9万人の方が仮設住宅での生活を余儀なくされていることをはじめ、被災者の方々の生活再建支援、あるいはまちづくりの推進、さまざまな課題が山積しております。なお一層、スピード感を持って取組を継続、強化してまいりたいと考えているところでございます。

もとより、地震や津波などの自然災害の発生を完全に防ぐことはできません。しかしながら、災害による被害を最小限に抑えて、迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本方針として対策を行うことは可能であり、また極めて重要であります。ここにお集まりの防災関係機関の皆様をはじめ、県民、事業者など、それぞれの主体が「減災のための備え」を実践し、予防、応急、防災対策を推進していくことが必要であります。

このような状況を踏まえて、本県の防災対策の根幹をなします「宮城県地域防災計画」につきましては、昨年度、皆様方からのお力をいただきながら、震災の教訓、国の計画・法律改正を踏まえ、昨年2月、大きな改正を行ったところでございます。しかしながら、まだまだ改正する部分が多く、かつ、国における法律・計画の改正もその後に行われていくという背景もございまして、それと即応する形で、引き続き皆様方からご協力・お知恵をいただきながら、本日に至るまで、本県の地域防災計画の第2弾の改正に向けて作業を続けてきたところでございます。本日は、その修正案がまとまりましたので、本日の幹事会議にお諮りさせていただき、最終的に皆様にご意見いただきたい、そういう趣旨でございます。

本日の会議におきましては、地域防災計画の修正案が中心になりますが、その他、防災に関連する各種の報告など、来月5日に開催を予定しております宮城県防災会議に諮る内容について、あらかじめ委員の

皆様にご説明申し上げ、それぞれのお立場での忌憚のないご意見をいただければと考えているところでございます。

最後になりますが、県民の生命、身体、財産を守るという最重要課題に対し、今後とも皆様の一層のお力添えを賜りますようお願い申しあげまして、簡単ではございますが、開会のあいさつとさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いたします。

3 議題

(司会)

議事に入ります前に、本日お手元に配付しております資料のご確認をお願いいたします。

<資料の一覧について確認>

よろしいでしょうか。それでは、これより議事に入りますが、議事の進行につきましては、上仮屋総務部長に議長をお願いしたいと思います。ご異議はございませんでしょうか。

<異議なし>

ありがとうございます。それでは、上仮屋総務部長よろしくお願いたします。

(上仮屋総務部長)

それでは、暫時進行役を務めさせていただきます。よろしくお願いたします。

まず、議題(1)宮城県地域防災計画〔地震災害対策編・津波災害対策編・風水害等災害対策編〕の修正(案)について、議題といたします。事務局から説明願います。

(山内危機対策課長)

県危機対策課長をしております山内と申します。よろしくお願いたします。恐縮ではございますが座って説明させていただきます。

それでは、議題(1)、宮城県地域防災計画〔地震災害対策編・津波災害対策編・風水害等災害対策編〕の修正(案)について、ご説明申し上げます。お手元の「資料1」をご覧ください。

まず、1ページをお開き願います。「修正の経緯」につきましては、概要図でまとめてございますが、県地域防災計画につきましては、皆様ご承知のとおり、昨年度に大幅な修正を行ったところであります。平成23年3月の東日本大震災の発生を受け、その検証結果や教訓等を踏まえて、従来の「震災対策編」を「地震災害対策編」と「津波災害対策編」の2編に分割するほか、全面的に見直しを行っております。

今年度に入りまして、点線から下の中ほどをご覧いただきたいのですが、平成25年6月に「災害対策基本法 第2弾改正」との矢印がございます。昨年度の「第1弾改正」の際、改正法の附則及び附帯決議により引き続き検討すべきとされた諸課題について、中央防災会議「防災対策推進検討会議」の最終報告も踏まえ、さらなる改正が行われたものであります。この改正を受けまして、先ごろ、1月17日に国の中央防災会議において、防災基本計画の修正が行われています。

今回の地域防災計画の修正は、概要図の右3分の1の赤枠部分になりますが、主に、この災害対策基本法第2弾改正及び防災基本計画の修正の内容を反映させるほか、大規模災害からの復興に関する法律、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」などの法律や指針等を反映した修正案となっております。

続きまして2ページをご覧ください。次に、県地域防災計画修正の流れでございますが、昨年の2月1日に開催されました宮城県防災会議において、平成25年度の地域防災計画の修正につきましては、継続して修正作業を進めていくことを承認いただいておりますので、年度当初から事務局において修正作業を進め、素案の作成、各防災関係機関の修正意見の反映等の作業を繰り返しまして、本日、地域防災計画の修正原案をお示しさせていただいております。

今後でございますが、本日の幹事の皆様からのご意見等を反映させまして、来月2月5日に宮城県防災会議を開催し、計画案の承認をいただく予定としております。

3ページをお開き願います。「2 修正方針」についてご説明申し上げます。今回の修正の大きな部分は、①、先ほど申し上げました「災害対策基本法等の一部を改正する法律」及び修正防災基本計画の反映によるものでございます。

この災害対策基本法改正等によるもののほか、②として、「各分野における防災に関する法令・計画・指針等の反映」がございまして。

災害対策基本法の一部改正と同時に、「大規模災害からの復興に関する法律」が新たに制定されました。また、昨年度の地域防災計画修正以降、気象業務法、水防法などの法令改正が行われたほか、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」、「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」「大規模火山災害対策への提言」等、各分野において、防災に関する計画や指針等が示されております。これらについて計画の該当箇所に反映いたします。

これらの修正方針を踏まえまして、下の枠囲いがございます(1)から(4)の内容で修正を行うことといたします。具体的には4ページからになりますので、4ページをご覧ください。「3 修正の概要」についてご説明申し上げます。

地域防災計画の地震編、津波編、風水害編、それぞれの修正箇所につきましては、お手元の資料のうちファイルに綴りこんでおります「資料8 新旧対照表」のとおりでございますが、昨年度ほどではないとはいえ、修正箇所・項目は多岐にわたっておりますことから、今ご覧いただいております資料1によりまして、今回の修正の概要を説明させていただきます。

まず、「(1) 平素からの防災への取組の強化」でございますが、「基本理念の反映」としまして、平成25年6月の災害対策基本法第2弾改正で、「減災の考え方」「自助・共助・公助」等の「基本理念」が法律に明確に記載され、それを受けて防災基本計画に「基本理念」が盛り込まれました。本県の地域防災計画では、昨年度の大規模修正において既に「基本方針」として大部分の事項を記載済みでありますことから、必要な箇所について部分的に修正を行うものであります。

なお、括弧書きの（地震編1章1節、津波編 同、風水害編 同）の表示につきましては、必要に応じ新旧対照を参照できるよう、それぞれの編の該当する章・節を記載してございます。

次に、「地区防災計画」につきましては、自発的な防災活動を促進し、ボトムアップ型で地域における防災力を高めるため、市町村内の居住者や事業所からの提案があった場合、コミュニティレベルの計画である「地区防災計画」を、市町村地域防災計画において定めることが可能となりました。このことを踏まえて、県地域防災計画第2章の「自主防災組織の育成」の節に、この「地区防災計画」の規定を追加し、節名を「地域における防災体制」に変更するものでございます。

次に、「各主体の責務」としましては、地位の住民、企業、ボランティア、関係団体等、多様な主体が協

働して災害対策に取り組むよう、各主体の責務が明確化されました。本県の地域防災計画では、「基本理念」と同様、昨年度の修正で既におおむね盛り込んでいることから、「災害応急対策に関する事業者における事業活動継続の努力」等、必要な個所の修正を行うものでございます。

続きまして5ページをお開き願います。「(2) 住民等の円滑かつ安全な避難の確保」として、いざ災害が発生した場合の避難に関する事項をまとめております。

「指定緊急避難場所の指定」につきましては、一定期間滞在する避難所と区別して、安全性等の一定の基準を満たす施設・場所を「指定緊急避難場所」としてあらかじめ指定するよう規定されたことを踏まえ、従来の計画において「避難場所」としていた記載を修正するものでございます。

「安全確保措置」につきましては、一定の安全が確保された屋内に留まる避難行動である「屋内での待避等の安全確保措置」が法律上位置づけられたことを踏まえて修正するものです。

「避難勧告・避難指示に関する市町村への助言」につきましては、市町村長の適時適切な避難指示等の発令を支援するために国・県から市町村への助言を行う規定が整備されたことを踏まえ追加するものです。

「避難行動要支援者名簿の作成」につきましては、高齢者や障害者など特に配慮を要する者のうち避難について特に支援を要する者に関する名簿の作成及び利用制度が創設されたことを踏まえて追加するものでございます。

続きまして6ページをご覧ください。「(3) 被災者保護対策の改善」といたしまして、避難した後、避難所での避難生活や、被災者の生活再建支援に向けた事項をまとめております。

「指定避難所の指定」につきましては、生活環境等を確保するための一定の基準を満たす施設を「指定避難所」としてあらかじめ指定するよう規定されたことから、従来「避難所」としていた記載を修正するものでございます。

「被災者の運送の要請」につきましては、円滑な避難実施のため、指定公共機関等（運送事業者）に対し、被災者の運送を要請する規定が整備されたことを踏まえて追加するものでございます。

「避難所における生活環境の整備等」につきましては、避難所の環境整備及び避難所以外の場所に滞在する被災者への配慮が努力義務化されたことを踏まえて、昨年度ですでに大部分を修正済みではありますが、必要な個所について修正するものでございます。

「安否情報の提供」につきましては、被災自治体において安否情報の回答が可能となるよう根拠が明確化されたことを踏まえて追加するものでございます。

「罹災証明書の交付」につきましては、従来から各市町村で発行してまいりましたが、初めて法的な根拠が設けられたものであります。

「被災者台帳の作成」につきましては、個々の被災者の被害状況や支援状況等を一元的に集約した「被災者台帳」の作成制度が創設されたことを踏まえて追加するものでございます。

7ページをお開き願います。「(4) その他」として、これまでに説明した項目のほか、今回の修正で反映した項目をまとめております。

「要配慮者」「避難行動要支援者」についてですが、高齢者や障害者など災害時に特別の配慮や支援を要する方につきましては、従来から「災害時要援護者」という言葉で計画に対策を掲げてまいりました。これら特に配慮を要する者を「要配慮者」とし、さらに、要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものを「避難行動要支援者」

と法律上規定されました。このことを踏まえ、従来の「災害時要援護者」の用語を修正するものでございます。

以上が今回の改正災害対策基本法等に係る修正でございます。

次に、「各機関の役割と業務大綱」につきましては、今回の計画修正に当たり、各防災関係機関に照会した結果、防災業務計画の見直しが行われたものについて反映するものです。

「特別警報」につきましては、平成25年5月改正の気象業務法において、従来の「警報」の発表基準をはるかに超える豪雨や大津波等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まる場合に発表される「特別警報」が新たに規定されたことを踏まえ、関連する箇所について修正するものでございます。

「男女共同参画の視点の反映」につきましては、平成25年5月に内閣府から「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」が示されておりますが、本県の地域防災計画では、昨年度の大幅修正において、既に相当の内容を記載済みでありますことから、必要な箇所について部分的に追加を行うものでございます。

「多様な主体の参画による水防体制の充実」につきましては、平成25年6月改正の水防法におきまして、水防計画に基づく河川管理者の水防への協力、浸水想定区域内の地下街、要配慮者利用施設や大規模工場等における自主的な避難確保・浸水防止の取組の促進、水防協力団体の指定対象拡大等が規定されたことを踏まえて修正するものでございます。

「大規模火山災害対策の強化」につきましては、平成25年5月に広域的な火山防災対策に係る検討会が公表した「大規模火山災害対策への提言」において、国と自治体が協力して取り組むべき事項として、大規模火山災害に備えた監視体制・調査研究体制と人材の育成などが提言されたことを踏まえて追加するものでございます。

「広域防災拠点の整備」につきましては、広域防災拠点の整備について現在県として検討を進めておりますことから追加するものです。この件につきましては、議事後、「4 その他」において、現在の検討状況を報告する予定としております。

なお、本日、お手元に「資料8 宮城県地域防災計画 新旧対照表(案)」について、配布をしておりますが、説明は省略させていただきますが、一点ご了解をいただきたい点がございまして、申し上げます。

備考欄に記載しております「改正災対法の反映」の時期についてでございますが、先週17日、国の中央防災会議において、国の防災基本計画の修正が了承されたことから、それも踏まえて修正しておりますので、字句の訂正といたしまして、改正災対法の反映「等」と、「など」を入れて読み替えていただくようお願い申し上げます。

以上が、宮城県地域防災計画〔地震災害対策編・津波災害対策編・風水害等災害対策編〕の修正案の概要でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(上仮屋総務部長)

ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見等ありましたら、忌憚なくよろしくお願いいたします。

<質問等なし>

それでは、ご異議等ないようですので、ただいま説明させていただきました宮城県地域防災計画各編の修正案については、この幹事会におきまして、了承をされたものとさせていただいてよろしいでしょうか。

<異議なし>

ありがとうございます。それではそのようにさせていただきます。続きまして、議題（２）宮城県地域防災計画〔原子力災害対策編〕の修正案について、を議題といたします。事務局から説明願います。

（阿部原子力安全対策課長）

原子力安全対策課の阿部と申します。宮城県地域防災計画〔原子力災害対策編〕の修正について御説明させていただきます。着座にて説明させていただきます。

緑色の帯がございます資料２を御用意いただき、１枚めくって１ページを御覧いただきたいと思います。

昨年度の修正の経緯と概要についてでございます。一番上の枠で囲ってございますところが、昨年度の主な修正の経緯でございます。

昨年度は原子力規制委員会の設立、原子力災害対策特別措置法の改正など、原子力を取り巻く状況が大きく変化致しました。特に、原子力災害対策の枠組みを規定する「原子力災害対策指針」が策定されましたことから、昨年度は原子力防災部会ですとか、本幹事会議を経て、平成２５年２月１日の防災会議にて原子力災害対策編が修正されたところでございます。改めて、昨年度の主な修正内容についても御説明させていただきます。

頁左側の部分に青枠白抜き文字で強調させていただいておりますが、一つ目は、原子力災害対策重点区域の導入でございます。従来は、原子力発電所から概ね１０キロメートルを防災対策重点地域、いわゆるEPZとして原子力災害対策を準備しておりましたが、福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、新たに原子力発電所から５キロメートルを予防的防護措置準備区域、PAZ、放射性物質放出前に防護措置を迅速に準備する区域と致しました。また、その外側の３０キロまでを緊急時防護措置準備区域、いわゆるUPZとし、放射線による確率的影響のリスクを最小限に抑えるための防護措置をあらかじめ準備する区域と指定させていただきました。

二つめは、防護措置に係る新しい判断基準を導入したことでございます。放射線防護を行うための判断基準として、国際基準に基づく緊急時活動レベルEALという概念と運用上の介入レベルOILを導入しております。従来は、発電所敷地境界の放射線線量率などで判断しておりましたが、プラントの状況ですとか、周辺のモニタリングステーションの数値などに応じた防護措置をあらかじめ作っておくという考え方を導入したものでございます。

例えば、EALは、原子炉から放射性物質が放出される前の段階で、原子炉の水位があるところまで低下したという状況ですとか、圧力がこれだけ上昇したという状態に依りまして、避難を開始するなどいうことをあらかじめ決めたものでございます。緊急性の低い順に、警戒事態、施設敷地緊急事態、そして全面緊急事態という３つの区分を設けており、EALによって原子力施設の状況がどの区分に該当するか判断することとなります。OILは、EALの次の段階で、放射性物質が原子炉の外に放出されてしまった時にどういう防護措置を講ずるかというものでございます。基本的には緊急時の放射線モニタリング結果の数値などによって防護措置の実施を判断するということとなります。

以上が昨年度の修正状況でございます。

それでは、１ページめくっていただきまして、２ページを御覧いただきたいと思います。こちらの方には今年度の修正過程について記載させていただいております。資料の中段にありますように、原子力災害対策指針の改正等、国の動向を踏まえまして、関係市町と情報共有しながら、地域防災計画の修正案を作成して参りました。

その後、資料下段に記載しておりますが、昨年度と同様に「①関係機関への意見照会」を実施させてい

いただき、反映しております。また、今回の修正では、安定ヨウ素剤に関する事項が含まれておりますことから、医療関係者で構成される「②宮城地区緊急被ばく医療ネットワーク会議」というものを設けてございますが、そちらの方でも修正案への御意見をいただいております。

さらに①、②この2つをふまえた修正案について、関係市町の首長や学識経験者などで構成する、「③原子力防災部会」で御審議いただき、これらを踏まえて、本日の修正案を作成しております。

また、今後の予定ですが、本日修正案について御承認いただけた場合は、地震災害対策編などと同様に、今年2月5日に予定してございます宮城県防災会議に付議していきたいと考えております。

続きまして、3ページを御覧いただきたいと思います。ここから本年度の主な修正の内容となります。御説明をさせていただきます。原子力災害対策編の具体的な修正箇所や、関係機関から寄せられました意見の反映につきましては、お手元の資料のうちファイルに綴りこんでございます「資料8 新旧対照表」のとおりでございますが、本日は、こちらの概要版にてその説明をさせていただきます。

原子力災害対策の枠組みを定める「原子力災害対策指針」が昨年度に引き続き今年度も改正されており、その改正状況を左上の青い枠で囲ってあるところに簡単にまとめてございます。主な改正点は3点ございまして、安定ヨウ素剤の予防服用、それから緊急時モニタリング、そしてEALに関するものでございます。これらの内容につきましては、右上の緑の枠にありますとおり、本日御審議いただきます地域防災計画の各章に反映してございます。

まず、EAL、緊急時活動レベルの修正についてでございます。この資料の左下の方に記載させていただいております。現状では、震度6弱以上の地震や大津波警報が発表された場合、「警戒事態」とであると判断されることが規定されておりますが、原子力施設の状況に応じたEALについては、例示という形で記載されている状況が昨年度までの防災計画でございました。今回、原子力施設の状況に応じた警戒事態に該当するEALの枠組みについて、18分類に規定してございます。各施設ごとのEALの細密化、例と致しましては、使用済燃料貯蔵プールを記載しておりますが、現行では、燃料集合体が露出する水位まで低下したら、全面緊急事態と判断しておりましたが、今回の修正案では、「一定の水位まで低下した場合は警戒事態、「水位が維持できなくなった場合は施設敷地緊急事態、そして「燃料集合体より2m上まで水位が低下した場合」は全面緊急事態というように詳細に規定しております。これらに加え、通信設備に関するEALの追加などを併せて実施し、計画を修正させていただきたいと考えております。これらは、資料8の5ページから9ページに具体的に記載しておりますので後ほど御覧いただければと思います。

次に、中ほどに記載しております、安定ヨウ素剤の予防服用体制に関する修正について御説明させていただきます。福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、安定ヨウ素剤の予防服用を的確に行うため、新たな枠組みを導入しております。地図に形として示してございますが、原子力発電所の半径5キロのエリアでありますPAZでは、安定ヨウ素剤を事前に配布、そして、原子力緊急事態に至った場合に各家庭で服用していただくということにしております。また、その外側でございます30キロまでのUPZの圏内につきましては、分散して備蓄するなど、緊急時に迅速に配布・服用を行える準備をしておくことと規定してございます。なお、緊急時においては、原子力規制委員会がその必要性を判断し、指示がされることとなっており、県や市町は、その指示のもとに住民への配布を行い、服用指示を伝達することになります。

以上が安定ヨウ素剤に関する主な修正内容ですが、これに付随いたしまして事前配布を行う場合の説明会の開催や、副作用に関する医師からの説明などについて規定したほか、紛失等に備えた予備の備蓄、それから緊急時における副作用への対応などについても規定しております。これらの内容については、先ほど触れました「宮城地区緊急被ばく医療ネットワーク会議」において、あらかじめ確認を受けております。

次に、資料の右下の方になりますが、「緊急時モニタリング体制」についても変更しております。O I L という概念が導入されたことに伴い、緊急時モニタリングの測定結果は、各種の防護活動を行う上で最も重要な情報と位置付けられました。このため、関係機関が役割を分担して緊急時モニタリングを実施することとなり、その統轄を国が設置する「緊急時モニタリングセンター」が担うこととなっております。県が従前より担っておりました緊急時モニタリングの役割は、この中で中心的な位置付けとなるため、今後新たに「緊急時モニタリング計画」を策定し、緊急時モニタリング体制を構築することになります。

また、緊急時モニタリングは先ほど御説明した緊急事態区分やO I Lに基づき実施することとしており、警戒段階では、国による緊急時モニタリングセンターの立ち上げ前の段階から、県として「平常時モニタリングの強化と緊急時モニタリングの準備」を実施することとし、施設敷地緊急事態では「緊急時モニタリングセンターを立上げるとともに緊急時モニタリングを開始すること」を規定しております。全面緊急事態以降については、O I Lに基づく防護措置に必要な緊急時モニタリングを実施することとなります。これらの各段階に適切に対応するため、県現地本部に設置するモニタリング班の立上げ時期の整理を行うとともに緊急時モニタリングセンターとの連携についても今回規定しております。

以上が今回修正を行う主な内容ですが、次のページからより詳細について補足させていただいております。修正内容に関する補足事項として追加させていただいておりますが、後ほど御覧いただければと思います。以上が修正案の概要でございます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

(上飯屋総務部長)

ご説明ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、御質問・御意見等ありましたら忌憚なくお願いいたします。

(辻村日本放送協会仙台放送局報道専任部長)

NHK仙台放送局辻村と申します。よろしく願いいたします。質問させていただきます。

原子力防災のエリア分けの中で、PPAというエリアがございます。ブルームが流れたときに防御する体制ということで、これについてどのような防御策をとるかについて、今回の対策には盛り込んでいらっしゃいませんけれども、今後、宮城県独自に何か検討するお考えはありますでしょうか。

(上飯屋総務部長)

事務局どうぞ。

(阿部原子力安全対策課長)

PPAにつきましては、概念としては国の方が出しましたが、その詳細については現在検討中ということでございます。昨年の12月までにその概要をお示しするというような当初アナウンスがあったんですが、どうも今年度いっぱいでもその結論が出ない、まだ検討中だという連絡しか県の方には来ておりません。

県といたしましては、現在出ている指針の内容に基づきましてこの修正をさせていただきたいと考えておりますが、今後そういった概念、それから具体的な指針ですとか方策等が示された場合には、すみやかにこちらの方を計画に取り入れて参りたいと考えております。

(上飯屋総務部長)

NHKさんよろしいですか。はい。今の点の関連で他の方から何かございましたら。よろしいですかね。他の点で、何でもございましたら、御質問・御意見お願ひしたいと思ひますが。特によろしいですか。それでは御異議の意見はないようですので、ただいま説明をさせていただきます計画の修正案については、当幹事会で了承されたものとさせていただきますよろしいでしょうか。

<異議なし>

ありがとうございます。ではそのようにさせていただきます。

続きまして、議題の3に入らせていただきます。「宮城県地域防災計画に係る別冊資料の修正について」でございます。このうち、まず、〔地震災害対策編・津波災害対策編・風水害等災害対策編〕の資料編につきまして、事務局から説明願ひます。

(山内危機対策課長)

それではまた私山内の方から、座って説明させていただきます。宮城県地域防災計画の資料編のうち、地震災害対策編・津波災害対策編・風水害等災害対策編に係る資料編について、お手元の資料「3-1」をご覧ください。

県地域防災計画〔資料編〕につきましては、昨年度の県地域防災計画本編を修正した際には、計画本編の修正作業を優先させたために、修正をしておりませんでした。今年度当初より修正作業を開始し、各防災関係機関の皆様の協力を得て、資料9のとおり修正したものでございます。

修正の概要でございますが、計画本編との対応順に、分散していた資料の集約、災害時に有用となる資料の追加、時点修正の観点から修正しております。修正・追加を行った主な資料につきましては、資料中段の表のとおりでございます。今後の対応といたしましては、2月5日に開催を予定している宮城県防災会議において修正結果を報告いたします。なお、今後も、計画本編の内容に合わせて引き続き修正を行ってまいりたいと考えております。

なお、これらの資料につきましては、緊急時の連絡先として個人の携帯電話番号など取扱注意の情報も含まれておりますことから、幹事の皆様におかれましては、内部資料として取り扱ひいただきますようお願い申し上げます。

以上が、地震災害対策編・津波災害対策編・風水害等災害対策編に係る資料編の修正の概要でございます。よろしく願ひします。

(上仮屋総務部長)

ご説明ありがとうございます。ただいまの件につきまして、ご質問・ご意見などありましたら、よろしく願ひ申し上げます。

<質問等なし>

よろしいですか。それでは、ただいまの資料の内容で了承されたものとさせていただきますよろしいでしょうか。それではそのようにさせていただきます。ありがとうございます。

続きまして、(3)の②です。原子力災害対策編の資料編の修正について事務局からご説明を願ひいたします。

(阿部原子力安全対策課長)

それでは、続きまして、原子力災害対策編に係る資料編の改訂についてご説明を申し上げます。お手元

の資料3-2の方を御覧いただければと思います。

「1 はじめに」というところに記載しておりますとおり、(平成)25年2月1日に開催された宮城県防災会議におきまして、原子力災害対策編の修正が決定されました。このことを受けまして、関係機関の御協力をいただきながら、資料10、このオレンジ色の冊子でございますが、このとおりに修正致しました。資料10につきましては、後ほど御覧いただければと思います。この資料の主な修正の内容は、「原子力災害対策重点区域」が導入され、防災対策を準備する区域が拡大されたことに伴うものでございます。

地図を含む資料などは、追加に留まらず、新規作成しているものもでございます。これらの資料の作成にあたりましては、この場にいらっしゃいます関係機関の方々に多大な御協力をいただきました。この場を借りてお礼を申し上げます。大変ありがとうございました。

今後の対応と致しましては、2月5日に開催を予定している宮城県防災会議にて修正結果を報告させていただきます。また、本日御審議いただいている地域防災計画〔原子力災害対策編〕本編の修正が決定されましたならば、再度の見直しを行いたいと考えております。併せてデータの更新等を行っていきたくと思っております。その時には、ご協力の程、またよろしくお願いをしたいと思います。

以上、原子力災害対策編に係る資料編の修正についてご報告をさせていただきました。

(上仮屋総務部長)

ご説明ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、ご質問・ご意見などありましたらよろしくお願いたします。

<質問等なし>

特によろしいですか。それでは、原案で了承されたものとさせていただいてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。では、そのようにさせていただきたいと存じます。

続きまして、「4 その他」について入らせていただきたいと思います。

(1)から(4)までございますが、まず(1)から(3)まで一括して、資料にしたがってご説明いただきたいと思います。

(山内危機対策課長)

それでは、「その他」の(1)から(3)まで合わせて説明させていただきます。

まず、「東日本大震災の検証記録事業」についてでございます。資料4-1をご覧いただきたいと思います。本事業は、震災の教訓を後世に残し、県民の防災意識の向上を図るとともに、今後の、本県の防災対策及び他自治体において災害対応の基礎資料として活用を図ることを目的として、被害状況をはじめ発災からおおむね1年間における県や市町村、消防など関係機関等の応急・復旧対応の記録や教訓等について、宮城県として東日本大震災検証記録誌として取りまとめるものでございます。

昨年度から3年をかけまして、関係機関のヒアリング調査等を行うとともに、県防災会議の検証記録専門部会において、検討・検証を進めております。本年度に記録誌の中間報告、来年度に冊子として最終的に取りまとめるものでございますけれども、今般、1月14日の同専門部会において中間報告を取りまとめましたので、ご報告させていただくものでございます。

資料4-1の右側、赤い囲みでお示ししておりますが、今回の記録誌中間報告では、第1章「東日本大震災の概要と特徴」から第4章「応急・復旧対策」までを掲載し、県、市町村、消防機関を中心に、資料4-1の中央に記載してございます項目について、その対応状況と教訓を取りまとめてございます。

皆様には本日概要版をお配りしておりますが、本編及び概要版につきましては、最終調整を踏まえま

て、2月末には県のホームページ上に掲載するとともに、引き続き最終的な記録誌の取りまとめに向け、関係機関等のご協力をいただきながら、調査、検討を進めてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

続きまして「(2) 宮城県津波対策ガイドラインの見直しについて」でございます。資料5をご覧ください。宮城県津波対策ガイドラインは、平成14年10月に、学識経験者、国、沿岸市町、沿岸消防本部及び地元関係機関の参加を得まして、今村文彦東北大学教授を会長とした「宮城県津波対策連絡協議会」を発足し、ハード・ソフト両面の津波対策について平成15年12月に作成しております。

また、東日本大震災の発生を受けまして、平成24年3月にガイドラインの一部を見直し、被災市町がまちづくりを計画する上で必要となるハード対策について「津波避難のための施設整備指針」を定めたところでございます。

今回は、津波襲来時に住民等が円滑な避難を可能とするためのソフト対策について整理し、「避難方法は、従来どおり原則徒歩を徹底し、避難行動要支援者の存在などにより自動車での避難を検討せざるを得ない場合には、地域の実情に応じて自動車を利用した避難を検討すること」や「避難広報や避難誘導、水門・陸閘等の閉鎖に従事する職員や消防職団員、民生委員などの安全確保について留意すべきこと」などについて明記しまして、沿岸市町や各地域で策定する津波避難計画の指針として見直したものでございます。

なお、皆様にはガイドラインの概要版をお配りしておりますが、本編につきましては、準備ができ次第危機対策課ホームページ上に掲載することとしておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、「(3) 平成25年の災害等の発生状況について」でございます。平成25年の災害等の発生状況について報告させていただきます。資料6をご覧ください。

防災会議規程の第9条第2項におきまして、「会長は、防災会議の事務を先決処分したときは、次の防災会議に報告しなければならない。」と定められておりますことから、その報告内容につきまして当幹事会においてあらかじめ報告するものでございます。

防災会議の事務のうち、同第9条第1項第1号の「災害に関する情報収集」につきましては、前回の平成25年2月の防災会議以降に被害が発生した災害として合計12件、内訳といたしまして、地震が2件、風水害10件となっております。特に、7月26日の大雨洪水におきましては、農林水産業施設に甚大な被害が生じております。

また、本日は資料は特に用意しておりませんが、同項第7号の「市町村地域防災計画の作成又は修正に係る知事への意見具申」につきましては、平成24年度は0件となっております。その理由としましては、以前は、市町村地域防災計画の作成または修正に係る知事への事前協議が、災害対策基本法で規定されておりましたが、平成24年6月の改正災害対策基本法におきまして、市町村地域防災計画を作成または修正した後の県に対する報告を受けて知事が必要に応じ助言勧告をすることとなったためであります。それを受けまして平成24年度に事前協議が4件ございましたが、計画作成後の事後報告が年度末及び翌年度に集中したことから意見具申は0件となっております。

以上3件で私の報告は終わります。よろしくお願いいたします。

(上仮屋総務部長)

ご説明ありがとうございました。ただいまの説明の件について、ご質問やご意見ありましたら忌憚なく願います。

<質問等なし>

よろしいですか。それでは最後に、「(4) 宮城県広域防災拠点基本構想・計画について」、事務局から説明をお願いいたします。

(千葉震災復興政策課長)

宮城県震災復興・企画部震災復興政策課長の千葉と申します。よろしく申し上げます。座って説明させていただきます。それでは配布しております資料の7-1をご覧くださいと思います。こちら、「宮城県広域防災拠点基本構想・計画について」でございますが、宮城県では、東日本大震災の災害対応の教訓を踏まえ、仙台市宮城野原地区に「広域防災拠点」を整備することとし、関係者と連携して事業を進めております。今回のこの基本構想・計画素案は、昨年の6月から11月にかけて、東北大学災害科学国際研究所の佐藤健教授を委員長とする「宮城県広域防災拠点整備検討会議」において検討された調査報告書を踏まえ、広域防災拠点の在り方や導入機能などの考え方をとりまとめたものであります。

まず最初、左の一番上の方になりますが、「はじめに」についてでございます。宮城県広域防災拠点の整備に当たっては、県民を災害から守るための活動拠点及び物資輸送中継拠点として、県内被災地の災害対応を広域的に支援すること、既存の県有施設や市町村有施設との連携・ネットワークのもと、全県的な防災体制を整備すること、平常時は都市公園として県民の憩いの場になるとともに、防災知識の普及啓発や防災訓練の場として活用すること、の3つを基本方針としております。

計画地は、交通輸送上の利便性、基幹災害拠点病院や自衛隊などが隣接することを考慮し、仙台市宮城野原地区に整備することとしております。

次に、「基本的な考え方」についてでございますが、宮城県広域防災拠点は、「市町村が行う防災活動を強力に支援するための拠点」とであるとともに、「災害の規模や発生場所等に応じ、活動拠点と後方支援拠点の機能を使い分け、または同時に発揮する拠点」と位置付けます。

また、広域搬送医療拠点の候補地として、基幹災害拠点病院である仙台医療センターとの連携を進めてまいります。さらに、他の都道府県への支援や、東北地方への設置を別途国へ要望しております「基幹的広域防災拠点」との連携も視野に入れた整備・運営を図ってまいります。

次に、「導入機能」についてであります。左側の下のところになりますが、宮城県広域防災拠点に導入する主な機能は、消防や警察等の支援部隊の一時集結、ベースキャンプ、負傷者等の緊急輸送、救援物資の集積・配分などとしております。宮城県広域防災拠点においては、これらの機能を発揮するため、ヘリポートや野営場、荷捌き場、災害医療活動のためのスペース、防災センターなどを設けることとしております。

次に、「土地利用計画」についてであります。右側の方に記載しておりますが、図の右上のとおり3パターンの配置計画をお示ししております。これらは、必要な施設規模から想定されるイメージであります。今後、設計等を行う中で、これらを基に具体的な配置計画を検討してまいります。また、計画地全体としたしましては、中央の方に全体イメージがありますが、このようなイメージとなっております。

次に、「平常時の活用方法」についてであります。真ん中の一番下に記載しております。平常時の活用方法としましては、都市公園として県民がリフレッシュできる場とするとともに、次世代への防災教育の場としても活用してまいりたいと考えております。

「整備スケジュール」についてであります。広域防災拠点の中核として新たに整備するエリアは、日本貨物鉄道株式会社の仙台貨物ターミナル駅があり、現在、同社との間で、移転に向けた協議を進めているところでございます。スケジュールといたしましては、同社との協議が整い、貨物駅の移転及び土地の引き渡しがなされた後、3年から4年程度で広域防災拠点を整備する予定としております。

最後に、具体化に向けた課題でございますが、市町村との連携など、こちらの方に6つの課題を示しております。構想の実現に向け解決を図っているところでございます。

最後に、この基本構想・計画の素案につきましては、昨年12月20日から本日までということで、パブリックコメント及び県内のすべての市町村に対する意見照会を実施しているところであります。今後、これらの意見を踏まえながら基本構想・計画を策定することとしておりまして、次、2月5日に開催される予定の宮城県防災会議においては最終的な構想・計画ということでご報告したいと考えております。

宮城県広域防災拠点基本構想・計画素案に関する説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

(上仮屋総務部長)

ご説明ありがとうございました。ご質問ご意見等ありましたら、忌憚なくお願いいたします。

<質問等なし>

特によろしいですか。それでは、その他、次第に記載のない点でも、皆様から、あるいは事務局からご報告・ご質問・ご意見等ありましたら、お願いしたいと思います。

<なし>

特によろしいでしょうか。それでは予定していた議題等一切を終了しましたので、進行役を事務局にお戻しします。円滑な議事進行にご協力賜りまして誠にありがとうございました。

(司会)

重ねてになりますが、皆様の方から何かございますでしょうか。

<なし>

よろしいでしょうか。それでは、以上をもちまして、宮城県防災会議幹事会の一切を終了いたします。本日は長時間にわたりご審議いただき、誠にありがとうございました。

以上